

見積招請

令和8年2月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1 件名

グループウェアライセンス調達業務

2 仕様

仕様書に記載のとおり

3 契約期間

ライセンス納入期限 令和8年3月31日まで

ライセンス利用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 成果品の納品場所

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 総務部

5 見積書提出期限

令和8年3月12日（木）（郵送又はメール必着）

※ 持参による提出は認めない

6 見積書提出先・提出方法

下記担当者宛てに郵送（一般書留又は簡易書留に限る）もしくはメール添付で提出すること。

※ 見積提出及び内容に対する質問及び回答はメールで行う。

※ 見積書の押印は省略可とする。

【担当者】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail: kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

【郵送の場合の注意点】

- ・封筒に「件名」と「見積書在中」と記載すること。
- ・担当者の名刺（もしくは連絡先*を記載した用紙）を同封すること。

【メール提出の場合の注意点】

- ・ファイル形式はPDFに限定する。
- ・メール署名がない場合は本文に担当者の連絡先*を記載のこと。
- *…連絡先として必要な情報：部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号

7 仕様に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail: kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

8 見積書作成の注意事項

様式に指定はなし。

ただし、下記事項を満たさない場合は書類を無効とするので留意すること。

- ・提出日及び件名を記載すること。

- ・宛名は「独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構」とすること。
- ・消費税額及び合計金額が分かるように記載する。
- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

9 参加資格

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。

- | | | |
|----|-----------|---|
| 10 | 請書作成の必要性 | 有 |
| 11 | 完了書作成の必要性 | 有 |
| 12 | 請求書作成の必要性 | 有 |
| 13 | 備考 | |

見積の結果については、契約予定者のみに翌営業日までに連絡する。

以 上

グループウェアライセンス調達業務

仕様書

令和8年2月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1. 業務名

グループウェアライセンス調達業務

2. 目的

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」）では、現在グループウェアとして「サイボウズ Office」を利用しているが、業務効率化及び情報共有の更なる高度化を図るため、これを「Garoon（クラウド版）」へ移行する。本業務では、Garoon 及び Microsoft 365（以下、「M365」）連携プラグインのライセンス調達を目的とする。

3. 調達内容

受注者は、以下のライセンスを納入すること。なお、導入にあたっては現在利用中のドメインを継続して利用するものとする。

(1) 調達品目

① Garoon（クラウド版）ライセンス：115ユーザー

② プラグイン「ガル助」（Garoon クラウド版 M365 連携）：115ユーザー

なお、②に関する製品要件は以下のとおりとする。

i) Garoon のスケジュールと M365（Outlook/Teams）のカレンダーを双方向に同期可能であること。

ii) Garoon の予定登録画面から、Teams 会議の URL を発行・登録可能であること。

※本業務はライセンス調達を目的とし、移行作業や設定代行は含まない。

(2) 契約形態

① 本契約は総価契約とする。

② 契約期間中にユーザー数追加等が生じた場合は、別途協議の上、変更契約を行うものとする。

(3) ライセンス納入期限 令和8年3月31日まで

(4) ライセンス利用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 「納入」の定義

本業務における「ライセンス納入」とは、以下をいう。

- ・管理者アカウントの発行・通知（または管理コンソールへのアクセス権付与）
- ・契約内容（ユーザー数・期間等）の管理画面上での反映
- ・115ユーザー分のライセンス割当が可能な状態での提供開始
- ・前各号に係る情報（手順書・URL・契約情報）の提供

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、履行期間満了日の30日前までに、当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、原則として同一条件にて契約を更新するものとし、以降も同様とする。

5. 成果物

製品操作マニュアル一式（Garoon及びガル助の管理者用・利用者用手順書）

なお、成果物はCD-R等に格納の上提出すること。

※製品操作マニュアル一式は、メーカーが提供する最新のWebマニュアルをPDF形式で保存したもの、または各操作マニュアルへのリンク（URL）を整理した電子ファイルをCD-Rに格納して提出すること。なお、独自のマニュアル作成は不要とする。

6. 納品場所

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

（神奈川県横浜市西区高島1-1-2横浜三井ビルディング5階）

7. 支払について

受注者は、上記3.(3)の納入期限までに各ライセンスの納入を完了し、速やかに請求書（様式不問）を発行するものとする。機構は請求書受領後30日以内に受注者の指定する銀行口座に振り込みにより代金を支払うものとする。

8. 業務上の留意事項

- (1)機構と受注者との間で確認事項が発生した場合には、日程を調整の上、随時協議を実施する。
- (2)契約期間中及び契約期間終了後において、本業務により知り得た機構の関連文書や情報等については、受注者が適切に管理し、いかなる場合においても他者には漏えいしないこと。また、他の目的に使用しないこと。
- (3)受注者と機構との協議を踏まえ、機構が妥当と判断する範囲内で資料等を提供または貸与する。なお、受注者は、機構から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本業務に当たり収集した一切の資料を速やかに機構に返還又は廃棄するものとし、返還又は廃棄したことがわかる資料を提出するものとする。

- (4)緊急に対応を要する事項が明らかになったときは、直ちに口頭をもって担当職員に報告し、後日、書面による報告を行うこと。なお、報告に基づく対応については、担当職員の指示に従うこと。
- (5)原則として、本業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務上再委託が必要な場合には、再委託が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを確認の上、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にして、事前に機構と協議する。なお、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせて不相当と認められる場合には、再委託を承認しないこともある。
- (6)受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守して、業務実施に際して発生した不明な点は、機構担当者に確認のうえ、その指示に従うこと。

9. その他

仕様書に定めがない事項等については、機構と受注者が協議の上、決定する。

以上